

岡谷市地域学校協働活動実施要綱（案）

令和7年 月 日  
教委告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する地域学校協働活動の実施について、必要な事項を定めることにより、学校運営に参画する様々な組織及び団体等によるネットワーク化を図り、地域に開かれた学校づくりを推進するものとする。

（地域学校協働本部）

第2条 岡谷市立の学校（以下「学校」という。）に地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

- 2 協働本部は、児童生徒の健全な学校生活及び安全な学校運営等に資する様々な支援活動等を行う保護者、地域住民、団体、教職員等の学校関係者（以下「学校関係者」という。）の代表者等により編成する。
- 3 協働本部には、学校運営協議会の委員も参画する。
- 4 協働本部の呼称は、学校名及びコミュニティ・スクールとする。ただし、愛称は各学校の判断により付けることができる。

（推進委員）

第3条 協働本部の統括的なコーディネートを行うボランティアとして、各協働本部に地域学校協働活動推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員は、協働本部の構成員又は地域住民の中から校長が選任する。ただし、推進委員に適任者がいない場合は、校長又は他の教職員から選任することができる。

（役割）

第4条 協働本部は、地域と学校がめざす子ども像を共有し、学校運営に関する基本的な方針等を踏まえ、学校を起点に以下に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学校運営に関わる様々な活動等への横断的な協力、連携に関すること。
- (2) 協働本部として取り組む、地域主体の活動への協力、連携に関すること。
- (3) その他、地域と学校が一体となって取り組む事項に関すること。

（全体集会）

第5条 協働本部を設置する学校は、学校運営に関する基本的な方針等を説明し、学校関係者と意見交換等を行う機会として、定期的に全体集会を開催する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協働本部の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。